

共愛学園前橋国際大学短期大学部 研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、共愛学園前橋国際大学短期大学部（以下、本学という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保するために、研究者が遵守すべき倫理基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における研究者とは、本学での研究活動に関わるすべての者（専任および非常勤教職員、共同研究者、学生、卒業生等を含む）を指すものとする。

2 この規程における研究とは、研究計画の立案・実施、情報等の収集・管理、研究成果の公表・評価にいたるすべての行為を指すものとする。

(本学および学長の役割)

第3条 本学は学術研究の自由が常に保障されるよう努めるとともに、研究者の研究倫理意識を高めるために必要な啓発活動、倫理教育を実施する。

2 学長は本学における研究倫理に関する責任者として、この規程の目的を達成するため、研究倫理審査委員会を設置し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また学長は研究倫理教育について、実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は個人の尊厳を重んじ、基本的な人権を尊重するとともに、属性や思想、信条等による差別を行ってはならない。

2 研究者は本学の諸規程およびガイドラインのほか、国内の法令ならびに国際的に認められた規範・条約、学会や研究機関の指針等を遵守しなければならない。

3 研究者は、研究成果の捏造、改竄、盗用等の不正行為の発生を未然に防止するために、研究環境の整備に努めなければならない。

4 学生が研究活動に加わる場合、研究者は学生が不利益を被らないよう十分に配慮するとともに、本学の諸規程およびガイドラインに基づいた指導、教育を行わなければならない。

(研究計画の立案および遂行)

第5条 研究者は、研究計画を明瞭に提示できる形で立案するとともに、過去の研究成果を十分に把握した上で、研究の独自性や新規性を誠実に確認しなければならない。

2 研究遂行中において、研究者は適切な報告ができるようにその経過を把握するとともに、当該研究が好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合には、研究の継続を慎重に検討しなければならない。

(資料、情報、データの収集と管理)

第6条 研究者は資料、情報、データ等の収集にあたり、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法によって行わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の消滅、改竄、流出等を防ぐため、適切に管理しなければならない。

3 研究者（学生および卒業生をのぞく）は収集した資料、情報、データ等を、事後の検証、追試が行なえるよう十分な期間保管しなければならない。ただし個人に関する資料、情報、データ等の保管については、協力者との合意を得た期間とする。

(人を対象とする研究、およびインフォームド・コンセント)

第7条 研究者（学生および卒業生をのぞく）が、人を直接の対象とし、アンケート、対面調査、写真撮影等により、個人からその行動、環境、心身等に関する情報、データ等の提供を受けて研究を行なう場合は、別記「人を対象とする研究に関する計画書」または「人を対象とする研究倫理審査申請書」を研究倫理審査委員会に提出しなければならない。

2 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行なう場合は、提供者に対してその目的、収集方法等をわかりやすく説明するとともに、提供者の明確な同意を得なければならない。組織、団体等から情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

3 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の収集または採取を行なう場合、提供者にとって安心かつ安全な方法を取り、身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないようにしなければならない。

(個人情報保護)

第8条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等のうち個人を特定できるものについて、本学の個人情報保護規程に従って厳重に管理しなければならない。

(研究成果の公表)

第9条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、公表することに努めなければならない。

2 研究者は、先行研究の諸成果を尊重するとともに、他者の知的財産や著作権を侵害してはならない。

3 研究者は、提供された資料、情報、データ等のうち個人を特定できるものについて、提供者の許可なく公表してはならない。

(他者の業績評価)

第10条 研究者が論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる場合には、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要項等に従って公正に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価において知り得た情報を不正に利用ならびに漏洩してはならない。

(公的研究費の使用に関するガイドライン)

第11条 科研費等、公的な研究費の管理・監査については、別に定めるガイドラインに従うものとする。

(学生の研究に関するガイドライン)

第12条 学生(卒業生を含む)の研究活動については、別に定めるガイドラインに従うものとする。

(研究倫理審査委員会)

第13条 研究倫理審査委員会については、別に定める規程およびガイドラインに従うものとする。

(研究不正の防止および違反行為への対応)

第14条 研究不正の防止については、別に定める規程およびガイドラインに従うものとする。

2 本学の諸規程およびガイドライン、関係機関の法令、規範、指針等への違反が、研究倫理審査委員会の調査によって認定された者は、本学の定める懲戒による処分の対象となる。対応の手順については、別に定める規程およびガイドラインに従うものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は教授会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。